

平成27年10月2日
午後2時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
----	------	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	伊藤好彦
民生部長兼 福祉事務所長	伊藤久幸	開発部長	竹川彰
教育部長	八木春美	総務部次長兼 財政課長	渡辺秀樹
総務部次長兼 秘書企画課長	山口精宏	総務部次長兼 危機管理課長	橋村正則
民生部次長兼 十四山支所長	松川保博	民生部次長兼 児童課長	村瀬美樹
会計管理者兼 会計課長	山守修	監査委員 局長	平野宗治
総務課長	立松則明	庁舎建設 準備室長	伊藤重行
税務課長	山下正巳	収納課長	鈴木浩二
市民課長兼 鍋田支所長	横山和久	保険年金課長	佐藤栄一
環境課長	伊藤仁史	健康推進課長	花井明弘
福祉課長	宇佐美悟	介護高齢課長	半田安利

総合福祉センター 所長	村瀬 修	農政課長	安井 耕史
商工観光課長	羽飼 和彦	土木課長	山田 宏淑
都市計画課長	大野 勝貴	下水道課長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水谷 みどり	生涯学習課長	安井 文雄
図書館長	山田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三輪 眞士	書記	浅野 克教
書記	伊藤 国幸		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第37号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第3 議案第38号 弥富市手数料条例の一部改正について
- 日程第4 議案第39号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第40号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第41号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第42号 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第43号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第9 認定第1号 平成26年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第2号 平成26年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第3号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第4号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第5号 平成26年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第6号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第7号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (追加提案)
- 日程第16 発議第8号 憲法の平和主義・立憲主義に反する安全保障法の廃止を求める意見書の提出について
- 日程第17 発議第9号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

- 日程第18 発議第10号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第19 発議第11号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第20 閉会中の継続審議について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 08 分 開議

○議長（佐藤高君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第 88 条の規定により、横井昌明議員と堀岡敏喜議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第 37 号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第 3 議案第 38 号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第 4 議案第 39 号 平成 27 年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 5 議案第 40 号 平成 27 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 議案第 41 号 平成 27 年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第 42 号 平成 27 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第 43 号 平成 27 年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 認定第 1 号 平成 26 年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 認定第 2 号 平成 26 年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 11 認定第 3 号 平成 26 年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 12 認定第 4 号 平成 26 年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 13 認定第 5 号 平成 26 年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 14 認定第 6 号 平成 26 年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 15 認定第 7 号 平成 26 年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（佐藤高君） この際、日程第 2、議案第 37 号から日程第 15、認定第 7 号まで以上 14 件を一括議題とします。

本案 14 件に関し、審査の経過と結果の報告を各委員長より求めます。

まず、横井総務委員長、お願いします。

横井総務委員長。

○総務委員長（横井昌明君） 総務委員会に付託されました案件は、議案第 37 号弥富市個人情報保護条例の一部改正について初め 3 件であります。

本委員会は、去る9月28日、委員全員と委員外1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第37号弥富市個人情報保護条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員から、マイナンバー制度導入に当たり多額の費用が発生するが、どのように認識しているかとの質問に対し、発生することは承知しているものの、国の導入にあわせ取り組んでいきますとの答弁がありました。

また、現状の個人情報管理のリスクを考えると、このまま導入することに対しどのように認識しているかとの質問に対し、漏えいはあってはならないと認識しており、十分配慮し、取り組んでいかなければならないと市長より答弁がありました。

その他の委員から、制度導入によりどの程度の事務の簡素化が図られ、事務の効率化を見込んでいるかとの質問に、市長から、具体的な数値は持ち合わせていないが、省力化の目標を持ち取り組んでいきたいと答弁がありました。

さらに、ほかの委員から、市民に対する具体的な周知方法はどうかとの質問には、広報や回覧で周知しますとの答弁がありました。

以上の質疑後、討論に入りました。

討論では、現状のような住民に十分理解されていないまま、市民にとっても利益にならないと反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案を了承しました。

続いて、議案第39号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第2号）では、委員より、臨時財政対策債には発行可能額に限度はあるのかとの質問に、市側より、限度額があり、本市は近年限度額上限まで発行しております。なお、今回の補正が発行可能額となりますとの答弁がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

最後に、議案第43号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第3号）について審査いたしました。

まず市側より説明があり、委員から、市民の声を聞くと、庁舎に対し一度具体的に丁寧な説明が必要ではないかとの質問に対し、市長から、新庁舎の訴訟問題とは別に昨今の自然災害に対し、安全面の確保のため仮庁舎移転を計画し、補正予算を計上しました。補正予算成立なくして住民への説明は混乱が生じるとも考え、補正予算成立後に住民に説明し周知徹底をしてまいりますとの答弁がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しましたことを御報告し、総務委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、三浦建設経済委員長、お願いします。

○建設経済委員長（三浦義光君） 建設経済委員会に付託されました案件は、議案第43号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第3号）であります。

本委員会は、去る9月24日に委員全員と委員外3名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第43号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第3号）は、最初に市側より説明を受け、質疑に入りました。

委員より、自由通路幅を一時避難場所として活用するためにも、計画の3.5メートル幅ではなく5メートルで検討してはどうかとの質問に対し、市側より、道路構造令などを参考に手すり設置幅を除いた有効幅員として3.5メートル幅で計画しています。この幅員は近鉄弥富駅と同等の幅員です。一時避難者については、現在の計画幅員で試算しますと約140名、幅員5メートルとした場合では約175名の受け入れが可能ですとの答弁がありました。

続いて、この業務を核とし、駅北側の活性化にも取り組むべきでないかとの質問には、ほかの事業との兼ね合い、財政面などを考慮すると、まず自由通路・駅橋上化事業を優先させていきたい。北側の活性化については、次の段階とさせていただきたいと市長から答弁がありました。

また、現存する跨線橋はどのようになるのかとの質問には、自由通路設置に支障を来すため撤去する計画ですとの答弁がありました。

さらに、歩行者のみではなく、自転車の通行も可能とする通路を検討してはどうかとの質問に、市長から、自転車は道路交通法上、車両として扱うことになり、その場合、鉄道事業者側は安全対策上、現存するほかの踏切の閉鎖を求めてくることも予想される。しかし、利便性は考慮すべきであり、今後の協議の中で話をしていきますとの答弁がありました。

次に、業務内容の自由通路及び橋上駅の今後のスケジュールはとの質問に、市側より、平成27、28年度にJRと概略設計を進め、その後名鉄との設計業務を委託し、平成29、30年度に都市計画決定と事業認可を進め、平成30年度に詳細設計で、工事は平成31、32年度を予定しています。ただし、取り壊し物件のうち、一部が33年度にずれ込む可能性があると思込んでいますと答弁がありました。

このような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しましたことを御報告し、委員長報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、山口厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（山口敏子君） 厚生文教委員会委員長報告。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第38号弥富市手数料条例の一部改正について初め5件です。

本委員会は、去る9月25日に委員全員と委員外3名の出席により開催し、審査を行いました。

たので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第38号弥富市手数料条例の一部改正についてを審査いたしました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第39号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第2号）から議案第42号平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）まで以上4件を一括審査いたしました。

最初に市側より説明があり、質疑に入り、委員より、一般会計補正予算の中の病児・病後児預かり施設に対する質問では、施設の維持管理者並びに運営体制について質問があり、市側より、施設管理は本市が行い、運営は弥富市ファミリーサポートセンターが行うよう準備を進めていますとの答弁がありました。

また、あってはならないが、事故に対する体制はどのように考えているかとの質問に、市側より、看護師1名を配置し、ファミリーサポートセンターより児童1名に1名の支援派遣をする計画です。なお、緊急時には海南病院と提携しており、救急対応で受診できる体制ですと答弁がありました。

さらに、今後の高齢化社会などを見据えると、市に対し寄附がふえる方向が高まるのではないかと考えるが、活用できるものは大いに活用すべきであるが、目的・利用などの条件や基準を設け、見通しのある事業執行に努めるべきではないかとの質問に対し、市側より、寄附の全てを受け入れているわけではなく、費用対効果面など幹部会で検討し対応していると市長から答弁がありました。

続いて、議案第40号平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）では、国庫返還金額が高額だが、その要因は予算編成上のものなのか、もしくは情勢の変化によるものなのかとの質問に、市側より、国庫返還金は医療費の伸びや過去の実績等を勘案し国に申請するもので、当初の予定した医療費が抑制されたことにより国庫への返還金が生じたためですとの答弁がありました。

また、他の委員から、議案第42号平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）では、介護保険制度では将来負担を見据えた積立金の増額は難しいと理解する中で、支払い準備基金の取り扱いについての考え、また、この基金は市が計画している総合事業に充当することは可能なのかとの質問に、市側より、支払い準備基金は現在残高8,200万円程度あり、急激な給付費の変動に対応するため必要なものと考えています。また、余剰金が発生した場合の対応は、第7期の計画の中で保険料を調整することになっていますので、そのように進めていく考えでいます。総合事業への充当に対しては、地域支援事業として実施する事業においては、そちらの財源を予定していますとの答弁があり、続いて、要支援1・2の者への対応は、市が実施する地域支援事業の中で行っていくのかとの質問には、通所介護・訪問介護は支援事業で行っていく予定ですとの答弁がありました。

以上のような質疑がなされましたが、討論はなく、採決の結果、議案第39号から議案第42号までの4件全て全員賛成で原案を了承したことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、横井決算特別委員長、お願いします。

○決算特別委員長（横井昌明君） 決算特別委員会に付託されました案件は、認定第1号平成26年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について初め7件であります。

本委員会は、去る9月29日、午前9時半より委員全員と委員外2名の出席により開催いたしました。当日は総務部、民生部、開発部、教育部の順でそれぞれ所管する一般会計及び特別会計について審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

最初に、総務部での審査では、固定資産税交付金・納付金の詳細及び増額の原因は何かとの質問に、市側より、名古屋港管理組合並びに愛知県競馬組合に対するものが大半を占めており、増額の原因はそれぞれ該当する資産の単価が見直されたことによるものであるとの答弁がありました。

さらに、本市の財政力指数の今後の見通しはどうかとの質問に、市側より、財政力指数は税収が伸びることで上がるもので、税収は経済状況により左右されるため一概に言えるものではないとの答弁がありました。

ほかの委員からは、財政調整基金はどの程度持っているのが妥当と考えるかとの質問には、市長より、基金、市債のバランスをとり、さまざまな事業執行に努めてまいりました。自然災害を考慮すれば基金が多いにこしたことはないが、20億円が目安ではないかと考えていますとの答弁がありました。

また、現在の市債の中で交付税対象はどのぐらいの割合と見込んでいるかとの質問に、長期計画に対する場合、おおむね60%程度とし計画していますとの答弁があり、続いて、国の考え方に変更が生じた場合、交付税の対象外となることはあり得るのかとの質問には、現在借りているものについては約束されているものであるとの答弁がありました。

続いて、民生部の審査では、給食配食サービス事業の委託業者数、請負業者の年末年始などの休暇の状況、さらに利用する業者の選択についての質問があり、市側より、現在3社と契約しており、各業者によって体制が異なります。業者によって日曜日、ゴールデンウィーク、盆、年末年始は休業としている業者があります。なお、変更は随時可能で選択できる体制となっておりますとの答弁がありました。

ほかの委員からは、決算書を工夫するなど市民に積極的に情報を開示し、市民とともにごみ量の削減に取り組むべきであるとの質問に、市長より、環境組合に対する負担は4市2町1村の人口割で50%がごみの量で決定されている。ごみの減量化に努める啓発活動は必要なことと認識しておりますとの答弁がありました。

午後から開発部、教育部について審査いたしました。

開発部では、委員から、狹隘道路に関する整備計画はあるのか。さらに、防災の観点からも狹隘道路を調査し、計画的に整備してはどうか。橋梁についても点検し、整備計画を作成すべきではないかとの質問に対し、市側より、狹隘道路に関する整備計画は持ち合わせていません。また、市長より、緊急車両が進入できない箇所があることも承知しており、必要なことを認識していると答弁がありました。橋梁については、担当課長より、平成26年度は延長15メートル以上の26橋は先行し点検に取り組みました。その他の564橋についても5年以内に点検・整備を行う計画で、その結果を踏まえ優先順位を定め順次整備していく計画ですとの答弁がありました。

最後に、教育部では、図書館に対し、ほかの自治体では購入する本の検討・運営方法など情報共有は司書を中心に行われていると聞く。専門職を計画的に配備すべきではないかとの質問に、市長から、専門職を配備することは図書館に限らず行政の力になると認識している。しっかりと考えていきたいとの答弁がありました。

ほかの委員からは、学校給食調理業者が変わり、アレルギーを持つ児童・生徒への対応法に影響はあるのかとの質問に、市側より、給食室では調理は分離し、アレルギー除去対応を徹底しています。なお、エピペン対応は消防署との連携を図り、緊急時に備え、名簿等を配付していますとの答弁がありました。

以上のような質疑後、認定第1号から7号まで7件について討論を行いました。

認定第1号平成26年度一般会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成26年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての4件に反対討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、認定第1号平成26年度一般会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成26年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての4件については賛成多数で原案を了承しました。認定第2号平成26年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成26年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての3件については、全員賛成で原案を了承しましたことを御報告し、決算特別委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

三宮議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 私は、ただいま上程されている案件のうち、弥富市個人情報保護条例の一部改正についてと、決算認定案件の弥富市一般会計歳入歳出決算認定、弥富市国民健康保険特別会計決算認定、弥富市農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算認定について、反対討論を行わせていただきます。

まず、最初の個人情報保護条例についてであります。これはマイナンバー制度の導入に基づく一部改正でございますが、以前、他の議員がこの問題で市側にただした際に、先進国が導入している制度であり、むしろ日本はおくれて導入するものであるというような内容の説明が行われておりましたが、実際には、G7で日本のような形で導入している国はどこもない。主要国首脳会議G7の内部報告で、日本のような全員強制生涯不変、官民利用の番号制度を導入している国はどこもない。アメリカ、カナダは任意の社会保障番号、フランスは社会保障番号、ドイツ、イタリアは納税分野の番号を導入しておりますが、イギリスは国民IDカードを導入しようとして反対に遭い中止となりました。

導入しているアメリカや韓国では、銀行口座など大量の個人情報が流出して被害が発生し、見直しに追い込まれております。日本のマイナンバー制は、世界の流れに逆行する時代おくれの制度であるということを改めて申し上げておきたいと思っております。

次に、利便性、必要性が非常に乏しいことに加えまして、大量の費用負担が発生する。導入に係る初期費用は公で約3,000億円、年間経費に300億円もかかり、民間事業者の負担を含めると1兆円とも言われております。さらに、民間事業者の保有する社員らの個人番号について、担当者を決め、別室で厳重管理するなど、社員5人の零細企業でさえも数十万円を要すると言われております。

特に、やっぱり国民が心配しているのは、情報漏れや不正使用の問題であります。これにつきましては審査の中で市側は、ちゃんと暗証番号など情報に接する職員は使うことになっておいて、そういう不正使用や漏えいの危険はないというふうに言っておりますが、中日新聞の社説でも、漏れないことのほうが不思議だと。今ではペンタゴンのコンピューターにでもハッカーが侵入する時代でありまして、さらに本当に個人情報の、芋づる式に大量にデータが入手することができるような制度でありますので、そうでなくたって、さきの年金制度の125万件もの情報漏れいだとか、あるいは現在、市町村の管理をする仕組みを読みましても、行政機関がみずからチェックする特定個人情報保護評価、PIAというそうですが、行うことになっておりますが、これが少なくとも758自治体が決められた手順で手続を行っていないことが判明している。いまなお2割の自治体が個人情報を保管するコンピューター

がインターネットを接続されたままと、こんな状態でセキュリティーなどあってないようなものだということを言わざるを得ません。

さらに、一番問題なのは、このマイナンバー制度の導入は、税の徴収強化や社会保障などの公共サービス抑制を行うのが本当の狙いであります。国民の税・社会保障情報を一元管理する共通番号を求めてきたのは財界です。経団連は社会保障の個人会計をつくり、納めた税、保険料に応じた寄附にしよう求めています。社会保障は権利ではなく、税・保険料に対する対価、自己責任に変質させる大改悪です。そうやって国や大企業の負担を削減していることになっております。

国民に負担増、給付削減を押しつける共通番号については、やはりこれほど大きな問題があることは、国が決めたからといって安易に無批判に進めてはならないと思いますので、行政としても厳しく必要なチェックをし、必要なことはしっかりと申し上げていただきたいということを強く求めてまいります。

次に、一般会計では26年度までの19年間にわたって、弥富市の保育料据え置きを続け、来年度も値上げをしないことを市長が表明されました。市の26年度保育料は国の基準に対して46%で、フルタイムで働く共働きの若い世代にとっては、他の多くの市町と比べて子供1人の保育料が月額1万円近くも違うこと。少なくない市町で3歳未満時の保育所への受け入れが困難になっている中で、弥富市は産休明けにつきましては、他の市町の保育所に助けていただいていることもありますが、それを除きますと、ほぼ希望者全員が受け入れることができるなど、名古屋などへの通勤や便利さも加わって、子育て世代の定住の促進が図られ、人口と子供の減少防止にも積極的な役割を果たしています。

また、昨年来、憲法違反の集団自衛権行使に突き進む戦争法と言われます安保法制の改定に当たりましては、憲法上許されないこと、憲法9条があったからこそ今日の日本があると、多くの市民や国民の声を、市民の命と安全を守る行政の長という立場からだと思いますが、一貫して表明されてきたことは、立場は違っても心から敬意をあらわすものでございます。

市長から改善のための努力をしていくとの表明がありましたが、市の巡回バスは3ルートで運行され、多額な費用負担があるにもかかわらず、いずれも各停留所のバスの発車回数に対して乗る人が、その停留所でのバスの発車10回に対して1人以下のところは40%から50%を超える状態であり、また2人以下のところを加えますと、いずれも60%を超えておまして、巡回方式によって高齢や障害に伴い、車に乗れない、自転車に乗れない、500メートル、1キロメートルを超えるような、歩くことが困難という人々の日常生活を支援するという市町村の必須事業としての役割が課せられているものとは言えない状態が長く続いております。予約制などによる買い物、通院などの日常生活の支援ができる仕組みに一日も早く導入されることを強く要請いたします。

税の公正、公平のかけ声のもとで、収納率は大幅に改善されてきましたが、地方税法に定められております健康で文化的な最低生活の保障という立場から求められております、法律で定められている滞納処分の停止などによる弱者の救済と、市町村長が正当な理由があると認めた場合には固定資産税や高額な延滞金の軽減、減額や免除に対する市条例や規則の不十分なこと、法とその精神を守るという構えの不十分さから対応がおくれていることは、国保税の徴収問題とあわせて一日も早い改善を求めます。

税の公平と住民福祉のための財源の確保という立場から見ますと、西部臨海工業地帯などに進出している巨大企業群に対し、来年度からの5年間で新たに約20億円の固定資産税を実質的に減税する報奨金の実施もこの審議の中で明らかにされました。既に交付されたり、予定されている約20億円と合わせますと40億円近くになるものであり、市の財源を大きく圧迫しております。これらの企業の中には、中小企業が法人所得税と住民税を合わせて利益の30%以上納めている中で、海外の子会社などの連結決算等によりまして、利益全体の13%以下しか税金を納めなくてもよくなっているような巨大企業もありますし、愛知県の不動産取得税1件について最大100億円まで実質的な減税される恩恵を受けているような企業もあり、子ども手当を理由にいたしまして、年少扶養控除が廃止され、子ども手当よりも高い税金を払う人たちも多くなっている子育て世代や、高額な国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などが次々と値上げされて苦しんでいる庶民と比べて、余りにも不公平であり、国や自治体の財政悪化の原因ともなっております。

さきの企業誘致条例の改正によりまして、今後はこのような多額な負担が伴う事例は発生が抑えられるというふうに思いますが、能力に応じて税金を負担するという、税制の本来の役割が守られる市政や、県と国の政治が行われることを強く求めます。

国民健康保険特別会計については、平成22年度の市の担当者もなぜそうなったのか説明がつかないような国などからの交付金の大幅な削減などに対し、国保税の値上げ計画が余りにも高過ぎるとして、それを抑えるために、当初予算に比べて年間3,000万円を新たに一般会計から繰り入れるということが約束され、補正予算が組まれる。さらに、合計で3億円を超えるそのときの年度の決算ができないかもしれないということで繰り入れをする、要するに値上げを抑えることと、会計を守るための補正予算が計上されましたが、実際には双方とも実行されずに2億円の繰り入れで終わらせております。翌年から国の交付金が正常化されたこともございまして、一般会計の値上げを抑える繰入金金は当時の2億円から現在は1億円に切り下げられ、国保税は実質的にその当時よりまだ高くなった状態で据え置かれております。市民と議会との約束に沿った保険税の引き下げを強く求めます。

農業集落排水事業につきましては、旧十四山、旧弥富のいずれの計画も料金収入の基本となります1日平均の使用水量の計画は実際のほぼ半分、倍以上となっております。実際には、

したがって、計画予定水量の半分しか使われず、料金収入もそのように大幅に減少しております。十四山地区の現在の人口は5,640名余りでございますが、計画人口は9,340人と、これは旧弥富地区でも同じようなものでありますが、余りにも過大な計画であり、26年度も料金収入は6,560万円で、維持管理費は1億1,460万円を大きく下回り、さらに支払い利息の3,660万円、元金返済額の6,300万円も全て一般会計で負担をしております。

処理場の電気機械設備の大規模な更新事業を迎える施設も幾つかあり、一時は県も市もそうになったら流域下水道に接続する処理場は、もう事実上放棄するというようなことを表明しておりましたが、農水省が補助金を出すということで、そのまま存続するという方向で今動いておりますが、さらに多額の使途、住民の財政負担が心配されます。

公共下水道は、海部地域の村の区域や集落排水の施行区域を除く県の流域下水道事業と一体で実施されております。事業計画は現在の実人口で考えると、ほぼ農業集落排水と近いものとなる費用負担が発生することが見込まれています。

当時、自治省、現在は総務省でございますが、多くの中小市町が下水道の財政負担に苦しんでいる。事業計画の策定に当たっては、住民と行政の将来負担全体像を明らかにし、過大なものにならないようにということを繰り返し市町村に求めておりました。私たちが当然のことと考え、将来負担の全体像を明らかにすること、機能が非常に改善されております合併浄化槽の活用もあわせて国の補助事業となっていることも考えると、住民にも行政にも無理のない計画とすることを要請してまいりました。残念ながら、当時の町も県もそんなことをしたら下水道事業をやりたいという人は少なくなっていく。県も当時の建設省も大丈夫と言っているから、そういうことで私たちの当然の主張を振り切って施設改修費の将来負担の原資となります減価償却費を抜きにする計画を策定し、現在もそのままで今日に至っております。

国の補助金や市の負担の大部分が借金で賄われており、弥富市は15年度から26年度までの12年間に46億8,900万円の借り入れを起こしておりますが、元金の返済はわずか2億1,700万円で、今後、膨大な一般会計からの繰入金を予定しております。

今後10年間の下水道事業計画を策定することになっておりますが、改めて将来負担の全体像を明らかにし、計画人口1人当たり100万円をはるかに超える下水道事業だけに頼ることなく、1世帯数十万円に対応できる費用対効果の高い合併浄化槽の活用も含む計画とされることを強く求めます。

最後に、この数年間議論がありました。都市計画税について改めて市長から検討したいということが表明されましたので、それについて申し上げておきたいと思っております。

市長は、他の市町が取っている税金だから、取れば都市整備事業に使えると言われますが、弥富市は昭和末期に導入の提案を住民と議会が強く反対し、その課税のないまちとして発展

を続けてまいりました。高い市街化地域の農地、調整区域といえども、農家の皆さんは立派な住宅地と建物を持っていることなどもありまして、高い固定資産税負担に景気の後退や農業収入の低下のもとで苦しんでおりますが、そうした問題への解消策として、アパートや農地のその他の利用も促進をされ、平成25年度決算では西部臨海工業地帯と県の管理しております企業局の土地などを除く、要するに大きい企業を誘致した部分を除く、その他の地域の固定資産税は人口1人当たりで7万3,000円、17年度に比べて111%の増加となっております。全市の臨海部含む平均では127%になっていることはこれまでも申し上げてきましたし、臨海部が約3割の固定資産税だということは市長もこの場所で皆さんに発表したとおりであります。金額では、10万4,000円ほどとなっております。いずれも以前との比較でございますので、日本人だけの住民基本台帳に載っている人数で計算をしたものでございます。

都市計画税を取っております尾張18市や高浜市で見えますと、17年度を上回っているのは岩倉市の105%、1人当たりで6万5,000円と春日井市の103%で7万7,000円でございます。そのほかの市では80%台に落ち込んでいるところが2つの市、90%台が10の市など、都市計画税のないことを活用した弥富市に比べて、都市計画税と固定資産税を合わせた額が少ないか、また大幅に落ち込んでいるところも出ておりますように、これは人口の減少や景気の後退の中で、新たな建物や新たな農地などの利用促進がない限り、今の仕組みからいうと、固定資産税はやっぱり減っていく仕組みになっておりますので、むしろどんどんふえているというのは弥富市が都市計画税を導入しないという選択がこういう低成長時代にマッチしたものであり、さらに農業収入の低下、あるいは市街化区域の、あるいは相続税の高い税負担に対応するために賃貸住宅など、さまざまな努力をしたことが今日の弥富の固定資産税の、西部臨海工業地帯での増加もありますが、他の市町と比べて、それ以外のところの増加が大幅に上回っていることをあらわしております。

しかし、事態は、市長もこの議論の中でおっしゃられたように、現在の情勢のもとでも値上げをすることはやはり難しいのではないかと、経済情勢が変わった中でまた考えていくというふうに表明されましたが、事態は安倍総理が600兆円の国民総生産にするなんてことは、とても夢のまた夢のようなお話の中で、とても中小企業や農家の皆さんが安心して暮らしを成り立たせていくというようなことについては至難の情勢でありますので、こういう事態についても十分配慮し、他市との比較や弥富市のこの間の税収の発展してきたこうした事実についてもしっかりと目を向けていただいて、市民の皆さんの暮らし、またこうした税収を支えてきた人たちの思いに応える市政を進めていただくことを強く求めて、反対討論とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ほかに討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

議案第37号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号から議案第43号まで以上6件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第43号まで以上6件は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第3号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第4号、第5号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号、第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第6号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第7号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開は、3時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時01分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

三宮議員より発議第8号議案が提出されましたので、直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、発議第8号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 発議第8号 憲法の平和主義・立憲主義に反する安全保障法の廃止を求める意見書の提出について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第16、発議第8号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である三宮議員に提案理由の説明を求めます。

三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 憲法の平和主義・立憲主義に反する安全保障法の廃止を求める意見書について提案説明をさせていただきます。

衆参両院の国会審議を通じまして、安倍総理がこの法律をつくる根拠としておりましたホルムズ海峡も、それから日本人を輸送中の米軍艦船を守るということも、みずからそうでないということをお認めしました。こういう法律をつくる一番の根拠として前面に出していたことが、いずれも撤回をされたということは、この法律をつくる根拠そのものがなくなったということでもあります。

さらに、自民党の政府で憲法の番人としての役割を果たしてまいりました多くの歴代内閣法制局長官や、元最高裁の長官、判事、大多数の憲法学者、知識人や文化人を初めとする60%を超える国民が反対し、80%以上の国民が政府の説明は不十分としております。与党は、とにかく時間がたてば、ちゃんと日本の国民はわかってくれる、丁寧な説明をしていくと言っておりますが、この法案が通った後の新聞等の世論調査によりますと、「十分説明していない」は、21日付の読売新聞で82%、毎日新聞では78%、日経新聞では78%、朝日新聞が

74%、19日、20日の調査の共同通信は81.6%と、圧倒的多数の国民がきちんと政府は事実を国民に説明していないというふうに、これは訴えているというふうにとれると思いますが、いかがでしょうか。

この法案成立について、「反対、評価しない」は、読売新聞で58%、毎日で57%、日経54%、朝日51%、共同通信が53%といずれも過半数に及び、「賛成、評価する」は3割台で、反対の半分を幾らか上回る程度であります。この法律が憲法に違反するかどうかでは、毎日新聞は「違反」が60%、朝日は51%、共同通信は50.2%で、いずれも違反していないという回答の2倍以上となっております。安倍内閣の支持率もそれぞれ下がっておりますが、読売新聞でも8月の調査時点より4ポイント減の41%になり、逆に支持しないが6ポイントふえて51%で、読売新聞の調査としては2012年12月の第2次安倍政権発足以来、初めての不支持と支持が逆転をしております。その他の調査では、以前から不支持のほうが支持より多くなっており、それがさらに広がっております。

政府自身、長年従ってきた解釈を国民的議論もないままに変更することは許されるのであれば、政府みずからの都合でいかようにも憲法解釈をし得ることとなり、国家権力の縛りとしての憲法の異議はなくなってしまう。これは立憲主義、そして国民主権を真っ向から否定するものであり、また、実際にそうした集団自衛権や、そういうものを発動する場合は、いずれも3要件という形で、内閣の判断ということでありまして、法律にどこも定めがないようなこんな大事な問題で、こんな法律が法律として通用するはずがありません。

これまで安全保障関連法では、国民の生命や幸福追求の権利を根底から覆す事態は日本が直接攻撃された場合に限られておりました。しかし、今回の法律は他国への武力攻撃によって我が国の存在を脅かすことも現実的に起こり得ると危惧されます。また、いかなる事態に対しても切れ目のない対応を可能にするとの名のもとに、なし崩し的に自衛隊が戦闘行為に参加することを認めるものであり、憲法解釈の変更による集団的自衛権行使への道を一層広げるものとなります。

このような法律は、日本国憲法の定める恒久平和主義・立憲主義にも反するものであり、少なくとも私ども国会議員、あるいは公務員は当然憲法を守る責務が課せられておるわけでありまして、このような法案を、法律を認めることはできないと思いますが、いかがでしょうか。

また、この採決に当たってのさまざまな事態は、皆さんも新聞やテレビでごらんになったとおりであります。おおよそ、これほどの国民の声を無視して強行されたことについて、多くの国民の皆さんは何としても、これで終わりではない、日本は戦争しない、する国にしないために、あらゆる力を合わせてこの法案の廃止をという声を強めております。

この間に行われました弥富市の敬老会行事で、700人を超えた皆さんの前に、市長が憲法

を守る、日本を戦争する国にさせないということを熱く訴えたことに対して満場の拍手で応えられたことは、そこに参加をされた議員の皆さんはよく御承知のとおりであります。こうした市民の声、また国民の声に正面から応えることが、私は一人一人の議員の皆さんに求められており、そしてその皆さんの対応に対して市民や、またこの法案を、この法律を廃止してほしいという多くの皆さんが注目をしておりますので、十分そういうことを御考慮いただきまして、この意見書に対する対応をお決めいただくことを強く要請いたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 16番の武田ですけれども、三宮議員から提出されております憲法の平和主義・立憲主義に反する安全保障法の廃止を求める意見書について、私、勉強不足で申しわけありませんけれども、ちょっと質問をさせていただきたいなと思います。

今回の法案に対しては、根強い慎重審議の要請の中での成立でありました。いまだ理解しがたい人たちが多くある法案ではあります。勉強不足の私としてもわからないところが多いので、提案者の三宮議員の御意見をお聞かせ願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これは、9月19日付のある新聞の夕刊に掲載されていたのですが、邦人保護についてですが、現状においては邦人の輸送については認められているということです。今後は法案について、今後は邦人の救出が可能となるとありました。このことに対する三宮議員の御意見を伺いたいんですけれども、よろしく願いします。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 要するに、戦地でないところで対応するのは警察の仕事ですよ。

その国の警察だとか、外交的な方法でやることであって、外国に戦闘力のある自衛隊が行って救出するなんてことは、現実的によっぽどアメリカだとかイスラエルのような特殊部隊があるところは別ですが、そんなことを通常の、要するに日本人の救出活動、あるいは同国人の救出活動なんてやっておところは基本的にありませんよね。

したがって、それは今度の法律で決めたって、そこで武器を使えば、当然それは、武器を使うということは戦闘行為になるわけですからね。戦闘行為にならないなんてことは考えられないわけでしょう、今のようなやり方でいくと。そういうことから考えると、この法律でちゃんと日本人を救出することができるようになったなんていう説明は、実際の世界でやっていることからいうと考えられないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 私、単純に考えますと、例えば海外に駐在してみえる邦人の方って多数見えると思うんですよ。例えば、これ、私の記憶違いだったら申しわけありませんけれども、たしかイラク戦争の折に、たしか邦人の方が救出するに当たって、日本から輸送することはできるんだけど、民間航空機じゃないといけないという法律の壁があったということをお伺いしております。そのために、トルコからわざわざ救出されたという話を伺っておりますけれども、ただ、私はこれを見せていただいて、新聞の記事だったものですから、実際これは日本人、邦人の方が危険な地域にそういう形で遭遇されているときに、実際それを救助するということが自体に問題があるのかなと、単純に思っちゃったんですけれども、やっぱりそれ、確かに戦闘行為になる可能性はあると思うんですけれども、その辺について、私、個々のことについて申しわけないんですけれども、勉強不足だものですから、このことについて、まず邦人の救出が優先されるべきじゃないかなと思っているんですけど、どうお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 船でも飛行機でもそうですが、軍用機や軍艦であれば相手の側が攻撃を受ける可能性があるから、当然攻撃されますよね。今、あなたがおっしゃったように、民間機でなければならぬとか、そういうことは要するに私たちは武力で制圧するんじゃないくて、正当な権利として国民を救出したいと。外交ルートだとかいろんな方法でやるのと同時に、その国の警察だとか、そういう人たちの協力を得ながらやるわけで、今世界中で何件かありましたよね。みんなそうですよね。日本の自衛隊が行って、軍隊が行ってやるなんてことになれば、それは即戦闘行為になっていくわけですよ。

そういうことはしない、せうにずうっと来て、しかも日本は、日本の自衛隊がこれまでも戦闘によって一人も殺したことがないし、殺されたこともないということで、憲法9条を持つ国として広く世界中に知られておったことが、日本ぐらい外国にたくさんのいろんな事業をやって人を派遣しておる国がないというぐらい行っておることは御承知だと思いますよね。その安全が守られてきたのは、そういう信頼感の上に立って守られてきたことであり、これが武力を行使する部隊が直接かかわっていくというようなことになれば、当然相手も構えますからね。そういう人命優先ということを考えれば、私はそこに軍人が出ていくということは、当然国際法上からも、あるいは日本の今までとってきた対応から言ったら、一層事態を深刻化して、武力行為に発展していく種をみずからまくことだというふうに考えます、それは。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） ちょっと理解しがたい部分もあるので、ちょっと勉強不足で申しわ

けありません。

もう1点のみちょっとお伺いしたいんですけれども、よく問題になっている後方支援ってありますよね。現況で、私も新聞記事で見せていただいた状況ですので、それが正しいかどうかということ私の判断だけでわからないものですから、新聞記事の内容によりますと、後方支援、現況で認められておるのは、日本近海における米軍については認められていると。ただ、これから先、安全保障について、これが出てくると実際のところ、今度日本以外の国でも認められるという話になっておるみたいなんですけれども、これについてはどういうお考えを持ってみえるんですか。

○議長（佐藤高君） 武田議員、3回までの質問ですが、いいですか。

○16番（武田正樹君） わかりました。これ3回目ですね。はい、わかりました。

○議長（佐藤高君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 後方支援という言い方は、水を供給したり、武器を輸送したり、あるいは最近では国会で問題になりましたが、戦闘に行く戦闘機に空中給油をすとかいうこともできるとか、できんとかという議論が盛んにありましたよね。だけど、後方支援なんていう言い方をしておるのは日本だけなんですよね。国際的には、それは兵たんといって、戦闘を支える水だとか武器だとか、それから当然油がなきゃ、きょうびの飛行機も動きませんし、そういうものを届ける。

だから、実際には世界中でそうなんです、一番多くの犠牲を出しているのが、そういう兵たんというんですが、日本でいう後方支援ですね。後方支援をやる人たちが一番多くの犠牲、だって、そういうものを持っていくわけですから、戦闘機で飛んでいくのとはわけが違いますから、危険が伴いますよね。これを何か直接戦闘行為と関係のないことはできるなんて言っていますが、実際にはそんなことは国際法上、その後方支援なんて言葉自身が日本にしかないというのが、この間の国会の議論の中でも明らかになっておりますので、要するに、後方支援ということ自身は、国際的には戦争の必要な機材を運び、戦闘を有利に進める絶対になくなくてはならない戦闘行為だというふうに思われておりますので、そういうことをやるんだから安全だというような理由というのは、国際的には成り立たないと思います。

○議長（佐藤高君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 3回目ということですがけれども、これで終わりたいと思いますけれども、私も実際のところ、これ勉強不足の部分が物すごく多くて、実際、国が審議されておっても一方的に戦闘行為がどうのこうのという話に極端になっていっちゃうもんで、実際、私ももう少し勉強したいなと思っております。

それで、申しわけありませんけど、これについては採決は棄権したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤高清君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 提案者の三宮議員にお聞きいたしますけれども、国連憲章の51条の中には集団的自衛権、あるいは個人的、今の自衛権が認められておりますが、他国について日本のように憲法9条というのはありますか。他の国で。これをまず聞きます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 憲法9条のような、日本に攻撃を受けた場合にだけ反撃することができるという態度をとっている国は、多分まずほとんどないと言ってもいいと思います。あればごくまれにある程度で、普通の一般の軍隊を持っておる国は、集団自衛権を認めた、多分国が多いと思います。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 今の提案者、ないということではありますが、ないとなると国連憲章の51条というのは他国については総理大臣、あるいは今の党首が、議会に承認もなくともいいところもあるし、また独自に権限によってされる、そういうところもあるわけね。そうすると、日本に、私が思うには、他の国にないから今この憲法9条がいわゆる改正をしてから、集団的自衛権というのは改正してから進めるべきじゃないかというのが、一般的の国民の中の反対、あるいは違憲というのが約80%近くあるわけね。80%ということは、国の計算すると、弥富市の中でも80%とあるという計算しなきゃいけません。そういうことになると、やっぱり今の9条を先に改正して、それから今の集団的自衛権というのが必要じゃないかなというふうに思います。

それから、今のこの30日に公布されましたね。公布されると、やっぱりこれは今のいわゆる憲法37条の公平の裁判というのがありますね。ここの中にあって、今の公布の差し止め訴訟というのもこれから考えられるということが出てくると思いますね。

それと、来年の3月ごろには施行されて、いわゆるその集団的自衛権というのが出てきますけれども、これが出てきたときには憲法9条に対して違憲とか、そういう訴訟もあり得るかもわかりませんね。そういうふうになってくると、やっぱり集団的自衛権というのは駆け込み、いわゆる公益にしたり、それから日本の場合はアメリカに艦船があります。この艦船というのは原子力空母といって、ドナルド・レーガンとかジョージ・ワシントン、あるいはニミッツという空母があります。これらのものをやっぱり日本には最新のイージス艦があります。6隻あるね、これね。こういうのがあって、いろんなところのいわゆる首長の方なんかの新聞やいろんなものを見ると、やっぱり法案が早く駆け込みではないかということも言われておるし、私は先回、三宮議員が出されたときについては、やはり反対はしましたで

すけれども、それ以後、新聞をよく今のいろんな首長がちょっと違憲じゃないか、あるいは今のちょっと早過ぎるんじゃないかというのが新聞にもよくされています。そうなってきたときに、私は毎日のようにこの集団的自衛権とかいうのは、やっぱり議員でありますので、また公人でもあり、一人一人の命がやっぱり大切、これはもう絶対に守らなきゃいかん。そのために今議員もやらさせていただき、また公人として、また市民の方も同じような私の考えだと思います。

そうなるってくると、やっぱりこれは戦争行為になってこれから出てくるということになれば、先ほど言った原子力空母になれば、当然そこにはいわゆる水素爆弾、いろんなミサイルを積んでおります。公益になったときに、いろんな対応するときに、核戦争というのがこれから始まってくるんじゃないかなというふうに思います。

最近では、シリアなんかだと、今ロシアが、今のアメリカ連合軍といわゆる有志の、これとの中に今争いが出てきて、どんどんなってくると、日本もその中に、アメリカについていかなきゃいけないというふうになってくると、みずから今の戦争の中に日本が安全だと言いながら守れないということもあります。

それから、もう1つは衆議院のときに、昨年あったときには、今のペルシャ湾。ペルシャ湾についてはこの間言いましたけれども、機雷を除去するとか、それからアラビアの、イエメンのところ、こういうのに機雷があったときには、今の除去するという話であったから、私も当時は、ことし6月に出されたときには反対をしましたがけれども、ころころちょっと曖昧な話になってきたから、なかなか今の、私どもは憲法とか法律には余り詳しくない。そうなるってくると、やっぱり最高裁で判決をいただいた後に、これが正しいのか、正しくないというのが、いわゆる先ほど言った憲法の中の公平の裁判というものもあるので、この辺のところ、もしわかる程度でありましたら、お答えをいただきたい。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 大原議員、今おっしゃられたこと、非常に大事なことでして、もともと集団的自衛権というのは、自分の国が攻撃されていないけれども、今安倍総理も言っておったように、ほっておいたら自分のところも危なくなるから、一緒に手を出して助けましょうという話ですよ。そうすると、相手側から見ると、日本を攻撃していないのに、日本がアメリカを助けるために攻撃したら日本を攻撃する、向こうは攻撃されたから当然反撃の権利が生じると。日本だって、他国に実際に日本が攻撃されたらそれについては反撃をする権利を持っておると思うんですよ。

それで、今、なら大原議員がおっしゃるように、アメリカとの関係で言うと、河野幕僚長がアメリカに行っているいろんなことを約束してきたことが公文書で明らかになった。どう考えてもあれは自衛隊がつくったもんだということは、自民党の人たちも認めていますよね、そ

の国会議員の。それを、だけどあんな形で、まだあれは去年の12月ですからね、与党協議もされていない、当然内閣としてもまだ何も決めておらん。こういうときに軍人が行って、向こうの国のやっぱりトップやその周辺の人たちとそんな相談をしてくるなんていうのは、絶対に許されんことですよね。ところが今、本当に審議を通じて明らかになったことは、今回の国会でもそうですが、事実を確かめるためにぜひ本人を呼べとか、その文書を出せとといったって、アメリカとの関係があるもんで出せん。文書も出せんし、本人も出せんと言って拒否しておるわけでしょう。アメリカとの関係なら国会も国民への説明も何にもできませんなんていう、こんなことが独立国の、しかも国権の最高機関で許されるはずがないですよ。

こんな関係の人たちがアメリカとの関係で、例えば今までアメリカなんかはベトナム戦争、トンキン湾事件もそうです。あれは、後で全くでっち上げだとか。だけど、それについて沖縄や何かもいろんな形で利用されたけど、日本の政府なんかは一言もアメリカにそれをたずすとか、そんなことは絶対に、日本の大きな何かの基地を使ってやっていかんよなんてことはよう言わん関係ですから、実際に今大原議員が心配してみえるように、これで特に今アフリカでああいう事態になっていることに、駆けつけ警護だとか、いろんなことをやるといっても、実際に部隊が準備しておることが、この間、うちの国会で暴露された文書の中にはいっぱいあるわけね。

だから、法律が決まる前にそういうことを軍がやる。これは何年か前だったら、そんなことがわかれば全部首ですよ。ところが今、安倍さんがそういう考え方だもんで、総理大臣と同じ考え方をしておる人が、政府も自民党も与党も処分するなんていう話は全然出てきませんよね。これほど文民統制なんていうことが無視された状態で、国会でちゃんと諮ってから行くなんて言うんですが、実はもうイラクへ最後に自衛隊が行ったときなんか、はっきりと危ないと思ったら撃てということで、銃機関銃から相当大きいいろんな砲、何とか砲というのを持ち込んでやっておるでしょう。しかも、宿営地に砲弾を撃ち込まれて、実際に戦地そのものだったということ。帰ってきた人たちは3割ぐらいメンタルの病気になって、自殺者もどんどん出るという、そういう状態が最後にはイラクであったんですが、あの部隊の報告書が出ておるんですが、まるで戦場だったということで報告されて、それも初め黒塗りだったやつが国会の追及を通じて公開されたんですが、そういうことが今までもやっている。今度はもっとやっていいという、できるということを決めたわけですから、こんなことをやったら、一旦戦争が始まると、簡単にまあええわ、この辺でやめようというふうにはならんでしょう。けんかと違うもんね。大原さんと私がけんか、まあ俺は負けるかもしれんけれども、ええかげんこの辺でやめようという話になるけど、実際にどんばちが始まったら相手をせん滅するまでやめられませんか。イラクへ持っていった自衛隊の部隊も全部そういう、1つの陣地や敵の部隊をせん滅させることができるだけの武装をして行っておったんだね。

そういう覚悟をしながら行かざるを得んようなところへ、今までも絶対やっていかんといった、法律上もいかんと言っておったことをやってきた人たちが、今度は、これが本当に日本の危機になるかどうかは内閣が判断する、総理大臣が判断すると。普通は法律だとそういうことは書きますよね、どういう場合とどういう場合とどういう場合と。これは書かずに今回法律を決めていますから、もうそれは大原さんが心配するとおりのことは、私はいつも起こることがこの間の法律。

いろいろ裁判やそういうことがあったって、そう簡単に決まりませんよね。だからやっぱりこれは、今国民は、通ったって、やっぱりこの法律そのものをなくしなきゃ解決しないと。憲法を変えてやるならともかくね。だって、憲法を守るのが内閣総理大臣や国务大臣や国会議員の責任ですから、それを国民の命を守るためには今までの解釈を全部変えると。しかも変えるだけじゃなくて、普通は内閣がそういうことをやる時はどういう条件、どういう法律に照らして、これは違憲じゃないということをしちんと記録に残して、後でも検証できるようにするね。今度はどうやったってそれが整わんから、一切検討結果は御破算にしちゃって、何にも残していないですよ。新聞で報道されておったでしょう。こういうことをやって、だからどう考えたって、市長も安倍さん大丈夫かと言っておったけど、あの人の頭の中どうかなっておるんじゃないかしらんと思うようなことをやる。これに与党が引きずられてついていくという状態。国民の多数の人たちは、今言ったように8割の人はこんなこといかんなんて思っておるわけでしょう。これはやっぱりやめさせるのは、私は国民の責任だと思いますよ。一緒に頑張りましょう。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 今、提案者から大体の説明を聞いたんですけれども、やっぱり戦争ということは一番いかんことであって、私も広島やら長崎、あるいは9月には舞鶴、あそこも行っ、戦争の悲惨な展示があった、こういうのを見て、やっぱり本当に悲しいなど。やっぱり誰一人も生命を大事にしなきゃいかん、これが目的であるので、今回のおたくの、三宮議員のこの発議8号については、私は今の採決には加わりませんから、採決のときには議長、退場いたしますからよろしくお願いを申し上げて終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） ほかにありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の方ありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） 私は、前回と同様に賛成の立場で討論をいたします。

私が討論をいたします立場というのは、戦争のむなしさ、こうしたものの経験者の一人です。それからまた、政党とかイデオロギーとか、そういうようなものには一切左右をされない純真な立場で討論をしたいと思うのであります。

そこで、私が討論をいたします内容は、大きく分けて4つであります。

1つは、安倍首相の積極的平和主義の問題であります。これは極めて危険であり、問題であると私は認識をしております。今回は国会でも議論されましたし、国民的な世論もいろいろありました。そうしたものをるる説明したり、あるいはまたそういう立場を一つずつ取り上げて言うことではありませんけれども、私は率直に申し上げて、今のこの安倍首相の積極的平和主義の問題というのは、これは間違っておると。やっぱりどういように間違っておるかということ、必要性とか合理性に欠けておるということであります。

アメリカの指示に応えた集団的自衛権ではないだろうか。これは先日、中日新聞にも出ておりました。アメリカのガイドラインに応えたものである、全く同様であります。アメリカのガイドラインに応えたものであるということ。そしてコラムで、漫画で安倍さんがはいながら、はえば立て、立てば歩けの親心ということで、オバマ大統領が親心を示しておる漫画が出ておりました。これはまさに本当に要を得た漫画だったかと、私は感じたのであります。そうしたことから、特にまず歴史認識の問題、アメリカ追従の考え方というものについて私は疑問を抱いております。これがまず第1番であります。

それから2番目に、これは歴史的に見て、軍事同盟というのは常に仮想敵国をつくることです。いいですか。同盟国のために、海外まで出兵をすると、ここに今回、憲法違反だという、こういう指摘がされておるということであります。日本の憲法はあくまでも専守防衛であります。同盟国のために、海外まで出兵をしてはいけません。出兵とは戦が伴うことなんです。こういうことをやっぱり考えた場合には、これは一つの憲法違反と言われても仕方がないと、こういうように感ずるのが私の考え方です。

それから3番目に、このような集団的自衛権を成立させたことによって、近隣諸国との平和外交を困難にしたという、これは私は偽りない事実だと思っております。特に、日本が今やらなければならないことは、ソ連との平和条約を締結することです。北朝鮮との国交正常を図って平和条約を結ぶことです。これは日本が一番、今後、平和外交で近隣諸国と平和的な外交を求める大事な問題なんです。これがともにできない。しかも、困難にした。

今回、アメリカはソ連との行動について大変関心を持っております。プーチン大統領が日本へ来られるかどうか、これも微妙になってきました。しっかりとアメリカは牽制をしております。特にそういう中で、アメリカはどうだということ、アメリカ自体はキューバとの国交も正常化する。しかもイランとの問題も平和外交に徹しておる。

そういう中で、日本がそういうような近隣諸国との平和外交がむしろ困難になったというのは、日本人は真剣に考えないかんとおっしゃるんです。

私は尊敬する孫崎亨さんという外交官、この人の本もよく読んでいますし、講演も聞いております。この方は、外交官で大変活躍をされた方です。この方が本にあらわしておられるのは、私も本の中に書きましたけれども、竹島の問題、北方四島の問題、尖閣諸島の問題等は、あえて日本が難しくなっておるようにアメリカは仕向けておるといふ、こういう解釈があります。ということは、そういう問題が近隣にあることによって、日本はアメリカ追従の軍事同盟を結ばなければならぬように仕向けておるんじゃないかと、こういうことであります。これは非常に重要な問題の一つであります。

それから、幾つかありますけれども、もう1つ私が懸念することは、今後軍拡競争に発展していく可能性が出てきたということです。特に、中国あたりは口実ができてくる。日本がこうしたアメリカとの同盟関係、あるいは集団的自衛権を成立させたということ等で、むしろ近隣諸国の軍拡の理由づけになったといふ、こういうことも一つの問題ではなかろうかなと。私は、そういうような点で心配をいたしております。

そして、最後には今も質疑の中でありましたように、やっぱり日本は法治国家でありますから、憲法を大事にすること。そして、どうしても国際情勢やいろいろな問題がこの集団的自衛権を必要とするならば、堂々と憲法を改正した上で国民の信を問うべきだと、こういうことだと私は思います。

こうしたところから、これから恐らく憲法学者や、あるいは法曹会の皆さん方、いろいろな方々が、これは裁判問題になるんだろうと私は予想しております。ですから、また何年かのうちに、この集団的自衛権の正当性か違法性かわかりませんが、こういうものが明らかになっていくのではないだろうか、こういうように思います。

そうした観点から、急いでこの集団的自衛権を決めることには問題があるということで、前回、大島静雄先生から出されたこの請願については、もっと慎重に国民が納得できるように議論をしてもらいたいと、こういうことで私たちはやったわけでありまして、残念ながら弥富の市議会ではこれは否決になったわけでありまして。

今後、そうしたことから、私たちはやっぱり日本国民として、日本の国の平和外交はどうあるべきか、こういうことをしっかり考えながら対応していく必要があると、こういうようなことを考えまして、今回はこの安全保障の廃止を求めるといふ、こういう意見書については私は賛成をし、今後必要ならば憲法問題とあわせて、憲法の改正を含めて、あわせてしっかりと国会で議論をしてもらいたいといふ、こういうように思っておりまして、私はこの意見書の提出については賛成をいたします。以上です。

○議長（佐藤高君） ほかに討論の方、ありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 私もこの安全保障法の廃止を求める意見書に対して、賛成の立場で発言させていただきます。

この間、国会のほうで行われた安全保障法の議論を見ておきますと、大きく日本の根幹を、憲法をないがしろにしているようなやり方で行われたと、私は解釈しております。

まずは、国民主権に対して、国民の大多数が説明不足で説明を求めている、これが80%以上も数値としては上がっています。そして、国の大多数、6割を超える人たちが反対の声を上げている。これに対して、国民主権というものをないがしろにしている。そして、民主主義に対しても、あのような採決の仕方、皆さんも御周知だと思いますので説明は省きますけれども、あと委員会についてはあんな委員長がちょこちょこ来て、ごたごたの中で採決された。あんなような形で、あれが本当に民主主義の姿と言えるのかと私は思いますし、平和主義に対しては、これは言わずもがな、先ほど佐藤議員も言っておったように、他国をあおって敵対心を上げて、またはそうした戦闘行為にやむなしという形でも参加してしまえば、こちらの日本国も攻撃される、テロの危険性だってアップする。そしてまた復讐の連鎖に巻き込まれる危険性があるという中で、今こうした法整備を進めていくわけではなくて、やっぱり平和外交に終始して、ここに外交によって平和を築いていく、憲法、私たちの9条をしっかりと守って、逆にこの憲法9条を全世界に広げて戦争のない世の中にしていくことが一番望ましいやり方でありまして、今こうして法整備をして、そうした中に参加していくというのはかなり時代と逆行しておりますし、この地球を考えたら、今戦争を起こしたら、どんどん地球自体が住めなくなってしまう。そうした連鎖をとめるためにも、ここはしっかりと日本が先頭を切って世界に示すという意味でも、こうした憲法9条を守って世界の平和を守っていくことが一番望ましいということにありますので、一刻も早くこうした不名誉な安全法の廃止を求める意見書に対しては、これは本当にしっかりと弥富市からも声を上げて、一刻も早くこの安全保障の法の廃止を求めていきたいと思っています。

○議長（佐藤高清君） ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 提案者を含め、また2人の賛成者がありましたので、私もあわせて賛成の討論をしていきたいと思っています。

私は憲法で保障された、いわゆる他の国に脅威を与えていけないと、そのことは武器輸出をしない、こういう形のことが私たちの憲法9条の中に明らかになっていたと思っています。きょうの新聞でもあります。武器輸出をするということを書かれていますね。そうしますと、

一体我が国の立場はどうなのか、佐藤博議員からも話がありましたから申し上げます。

私たちはやっぱり戦争の、戦前、私は生まれています。皆さん、御存じだと思いますが、学校の教科書、これに墨が塗ってありました。これはどういう意味なのかと。いわゆるその時代の中で天皇陛下、軍に逆らうことなど、勝者というものはいいが、言葉遣いが墨で削られていた。ここの中で多分、その内容を、本を見られたのは、佐藤博議員と私と三宮さんかもしれん。あとは知らんかえ。現実には、僕は余分なことを申し上げますけど、うちの書庫、書庫ってなんですが、農家です。ただ、おじきたちが学校へ行っていましたから、その中の書庫の中の本を見ると墨で消してある。こういう自由というものというか、表現の自由をその戦争のときに奪われた。

これは、私たちは特に今、自由な発言をしています。自由な発言というのは、相手の立場を尊重しながら議論をすることが自由なんです。このことが今認められておるんですね。自由というのは、相手を無視することは自由じゃないんです。自由、これは民主主義なんでしょう。この民主主義がどう侵されていくかというのが私は一つだと。

もう1つは、この閣議決定で簡単に決めたこと、武器輸出も。そうして、法案11本か12本に対する審議が、どこの審議に焦点が置かれたかということだけなんですよね。集団的自衛権と、いわゆる他国との関係など、皆さん、国民の中で本当に11本の議論をしておるのかと。機密法案もしっかりと議論の中にあるのかどうか、私は思っています。

昭和33年ごろ、岸内閣は、前にも申し上げましたけれども、そのときの議論も体を張って抵抗しました。私は歴史の中で、これは申し上げてなんですけれども、中国との日中回復は久野忠治さんが一生懸命やられたんですよ。それで私たち愛知県の労働組合は、そのために年2回、日中の交流会をやって、そうして田中角栄さんが行って井戸をくんだわけですよ。その井戸をくむ役割をしてきたのは国民なんですよ。

それからロシアでもそうなんですよ。ロシアの最初の貿易を誰がやったかといったら経済界じゃないですよ。労働組合のある人がロシアでやって、日ソの回復をして、日ソの交流を深めたんです。本当に。このことは私は当事者からも聞いていますし、北朝鮮との関係でも、あのいろんな形が今日あるけれども、中国から北朝鮮への国交の橋渡しをしたのは誰なのかというの、これはもう亡くなりましたけれども明確になっているんです。

そういう時代がいわゆる対話と協調の時代で、議論をしてきた。真剣に国民があったということ。だから、私もきょうのこの提案に対しては、もっとやっぱり時間をかけてお互いが議論をしていくことによって、この平和な、いわゆる日本の外交問題、経済戦争でない、私ははっきり前から、戦争が起きるのは経済侵略というか経済戦争だと。だから、日本としてのあるべき姿の労働条件、経済の成長率、それらをきちっと見図ることによって、外交が平和でお互いの協調ができると、こういうふうに思っています。私は、ちょっと年はいって

ますので、ただそういうロシアの問題、日中の問題も私もお邪魔しました。その先輩方が井戸をくみかけた、足がかりは一体どうやった、労働組合なんです。労働組合が交流に交流を重ねてきた結果、田中角栄さん、久野忠治さん、横山敏明さん、そういう方々がロシアなり、日中に行って国交を回復したんですよ。国交回復というのは協定やなくて。

だから、国民が足がかりになってきたこと、それは長い時間、70年の中で培ってきて今日がある。今日の世相の状況は私も理解します。しかし、そのことを今、私たちは本当に安倍さんの政策について、どう受け入れるか、受けとめていくかは慎重審議をしながらいくこと、だから、きょうのこの見直しに対する、審議に対する反対意見については私は賛成をして、もう少し時間をかけて、憲法に対する課題についても十分見きわめる必要があるんじゃないかということを私自身思い、私も賛成の立場での討論とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

採決に入ります。

発議第8号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立少数と認めます。

よって、本案は否決されました。

お諮りします。

堀岡議員から発議第9号、第10号並びに第11号議案が提出されました。

この際、日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、発議第9号議案から発議第11号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 発議第9号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

日程第18 発議第10号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

日程第19 発議第11号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第17、発議第9号から日程第19、発議第11号まで以上3件を一括議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である堀岡議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 発議第9号から発議第11号まで3件の意見書の提出につきまして、提案理由を申し上げます。

発議第9号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書は、平成28年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算が確保されるよう、国に対し強く要望するものであります。

発議第10号愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書は、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても国から財政措置がなされる国基準単価を土台に、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる施策を実施するよう、愛知県に対し要望するものであります。

発議第11号国の私学助成の増額と拡充に関する意見書は、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、あわせて私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう、国に対し強く要望するものであります。

以上のこの意見書3件につきましては、それぞれ関係機関に提出することを提案するものであります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、これより採決いたします。

発議第9号から発議第11号まで以上3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案3件は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 閉会中の継続審査について

○議長（佐藤高清君） 日程第20、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、平成27年第3回弥富市議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時11分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 横 井 昌 明

同 議員 堀 岡 敏 喜